

吸収分割に関する事後開示書類
(簡易吸収分割/略式吸収分割)

2025 年 10 月 1 日

エア・ウォーター株式会社

エア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社

2025 年 10 月 1 日

各位

大阪府中央区南船場二丁目 12 番 8 号
エア・ウォーター株式会社
代表取締役社長 松林 良祐

大阪府中央区南船場二丁目 12 番 8 号
エア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社
代表取締役社長 坂本 公昭

吸収分割に係る事後開示書類

エア・ウォーター株式会社（以下「分割会社」という）、エア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社（以下、「分割承継会社」という）は、分割会社と承継会社との間で締結した 2025 年 8 月 7 日付吸収分割契約（以下、「本件吸収分割」という）に基づき、2025 年 10 月 1 日を効力発生日として、分割会社がガスプロダクツユニット内の産業ガス事業に関する権利義務の一部を分割承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割」という）を行いました。

本件吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則 189 条に基づく開示事項は、以下の通りです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2025 年 10 月 1 日

2. 分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過（吸収分割の差止請求）

本件吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続きの経過（反対株主の買取請求）

本件吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続きの経過（新株予約権買取請求）

分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

分割会社は、会社法 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 8 月 26 日付の官報へ分割公告を掲載し、かつ 2025 年 8 月 27 日から 2025 年 9 月 30 日まで電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割の差止請求）

承継会社は、分割会社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）

承継会社は、分割会社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 8 月 26 日付の官報への分割公告を掲載し、かつ知れている債権者への個別催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件吸収分割により分割承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

分割承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2025 年 10 月 1 日をもって、分割会社から、本件吸収分割に定めるガスピロダクツユニット内の産業ガス事業に関する権利義務の一部を承継いたしました。

6. 本件吸収分割に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2025 年 10 月 3 日

7. 前各号に掲げる事項のほか、本件吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上